

## 厚真町地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所運営方針

### 趣旨

この「厚真町地域包括支援センター 指定介護予防支援事業所運営方針」は、厚真町が設置し株式会社エムリンク札幌が受託運営する厚真町地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業（以下「介護予防支援等」という。）の適正な運営を図るために人員、管理運営に関する事項を定め運営上の基本的考えや理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、円滑で効率的な実施に資することを目的に策定する。

### （目的）

第1条 センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防支援等を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 センターの職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行うものとする。

4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関（以下「関係機関」という。）、住民による自発的な活動による地域の取り組み等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （名称及び位置）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 厚真町地域包括支援センター

所在地 勇払郡厚真町京町165-1 総合ケアセンターゆくり2階

### （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 センターに配置する職員の職種及び員数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理者 常勤 1人

(2) 保健師またはこれに準ずる者 1人以上

(3) 主任介護支援専門員 1人以上

(4) 社会福祉士 1人以上

2 前項に規定する職員の職務の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理者は事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、前項第 2 号から 4 号までの職種を兼務することができる。

(2) 保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士その他これに準ずる者は、指定介護予防事業等の提供に当たる。

(営業時間)

第 5 条 センターの営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に変更することができる。

(休業日)

第 6 条 センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に変更することができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月31日

(指定介護予防支援等の提供方法及び内容)

第 7 条 指定介護予防支援等の提供方法及び内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 相談受付

利用者から介護予防サービス計画作成依頼等に関する相談対応を、センター又は利用者の自宅等において行う。

(2) 課題分析

課題分析の実施にあたっては利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し、利用者の生活全般についての状態を十分把握したうえで、利用者が自立した生活を営むことができるよう解決すべき課題を把握するものとする。

(3) 介護予防サービス計画原案の作成

課題分析において把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成する。

(4) サービス担当者会議等の実施

介護予防サービス計画原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、介護予防サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求める。

(5) 介護予防サービス計画の確定

担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けたサービス等について、その種類・内容・利

用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得るものとする。

(6) サービス事業者等との連携

センターは指定介護予防サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

利用への居宅訪問による面接は、サービス提供の開始月及び終了月並びにサービス提供の開始から 3 月毎並びに利用者の状態に著しい変化があったときとする。利用者宅への訪問をしない月においては、可能な限り、指定介護予防サービス事業所等への訪問等の方法により、利用者面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を行うものとする。

2 センターは、事業の一部について、指定居宅介護支援事業者に委託して行うことができるものとする。

(利用料等)

第 8 条 指定介護予防支援を提供した場合のご利用者の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、勇払郡厚真町とする。

(高齢者虐待の防止)

第 10 条 センターは、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり必要な措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 11 条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 センターは、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 センターは、センターにおいて感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
- (2) センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) センターにおいて、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 センターは、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(秘密の保持)

第 14 条 センターは、業務上知り得た高齢者及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、高齢者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由があり、情報提供同意書により同意がある場合に限り、第三者に開示するものとし、それ以外の場合には第三者に対して秘匿する。

2 職員は業務上知り得た高齢者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するものとする。

(事故発生時の対応)

第 15 条 担当職員は、利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には直ちに利用者の家族等への連絡その他必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(管理者の責務)

第 16 条 管理者は、職員の資質向上のために、必要な研修を確保するものとする。

(苦情対応)

第 17 条 提供した介護予防サービスに関する高齢者からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、高齢者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第18条 ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又はご家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

附則

この運営指針は、令和6年4月1日から施行する。